資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年九月六日

愛媛県四国中央市土居町津根一三〇七番地二

ニュートラベル有限会社

代表取締役　齋藤　文雄

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億七百八十万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十八年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年九月六日

北九州市門司区大字田野浦一〇八九番地

ＮＩＫＫＯ　Ｔ＆Ｃ株式会社

代表取締役　磯部　智宏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億円、資本準備金の額を七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　三重県津市において発行する伊勢新聞

掲載の日付　平成二十八年八月十日

掲載頁　六頁

平成二十八年九月六日

三重県四日市市北小松町字西山一七一〇番地

宏和工業株式会社

代表取締役　工藤　和彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月二十一日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十八年十月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十八年九月六日

大阪府大阪市淀川区西三国四丁目三番九〇号

水谷ペイント株式会社

代表取締役　水谷　成彦

限定承認公告

本籍東京都文京区白山五丁目一二番地、最後の住所東京都国分寺市本多二丁目一五番一五号

被相続人　亡　松原　和子

右被相続人は平成二十八年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十八年八月二十九日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

東京都東村山市多摩湖町一―六―一

相続財産管理人　松原　敦

限定承認公告

本籍東京都世田谷区千歳台二丁目七四八番地、最後の住所神奈川県川崎市高津区久地四丁目二七番一―一二〇八号セボンコリネールウエストエール　阿部方

被相続人　亡　林　孝

右被相続人は平成二十八年六月一日死亡し、その相続人は平成二十八年八月二十四日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

神奈川県川崎市高津区久地四丁目二七番一―一二〇八号セボンコリネールウエストエール

相続財産管理人　阿部やよい

限定承認公告

本籍東京都葛飾区柴又七丁目一七一六番地、最後の住所東京都葛飾区鎌倉三丁目五二番一六号

被相続人　亡　池田　文夫

右被相続人は平成二十八年三月二十六日夜頃死亡し、その相続人は平成二十八年八月二十六日東京家庭裁判所家事第三部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月六日

神奈川県川崎市多摩区菅六―一〇―三九―三〇二

相続財産管理人　池田　彰男

任意清算公告

当社は、平成二十八年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月六日

千葉県山武市松尾町大堤一〇〇番地

合資会社鈴木食堂

代表社員　鈴木　和幸

任意清算公告

当法人は、平成二十八年八月三十一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月六日

大阪市北区西天満二丁目二番三号ユニシオ西天満二丁目Ｂ〇四号

弁護士法人アーク法律事務所

清算人　竹川　秀夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十二億七千九百六十万円減少し、金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十七年九月十八日付官報の号外第二二五号五十七頁に掲載されています。

平成二十八年九月六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

シエナプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千万円減少し二十八億五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月九日

掲載頁　九十一頁（号外第一二八号）

平成二十八年九月六日

東京都港区六本木一丁目六番一号　泉ガーデンタワー

殿特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十億八千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年九月六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

プルートプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十八年八月二十二日（号外第一八四号）掲載の株式会社栄恒に係る旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑩営業保証金の額「1000万円」とあるは「300万円」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年九月六日

扱　店

取消公告

平成二十八年八月三十一日掲載の株式交換公告は取消します。

平成二十八年九月六日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番一〇号

ＮＫリレーションズ合同会社

代表社員　ノーリツ鋼機株式会社

職務執行者　松島　陽介

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年八月二十九日（号外第百八十九号）公布政令第二百八十八号（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）（印刷誤り）				
七下		終りから七含。		含む。

（原稿誤り）

九ページ三段終りから一四行目から一一行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月六日付第一九六号三二

ページ●同日付政府調達第一六八号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）